

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	17 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から44年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年9月から56年3月まで

私の国民年金については、私が20歳のころに国民年金手帳が送られて来たので、それから、A市B出張所で国民年金保険料を自分で納めていた。

国民年金保険料は、初めのころの金額が100円か150円で、手帳に現金を添えて1年度分をまとめて一括納付していたが、収入が少なくて納付していない年度もあった。

母親や妻の国民年金保険料も私が納付していたが、国民年金の良くないうわさを聞いたので、私だけ途中で納付するのをやめた。

国民年金保険料を納付するのをやめるまで母親や妻の分と一緒に納めていたのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、被保険者台帳管理簿により、昭和39年ごろに適用漏れによる一括適用者として払い出されたものと推認でき、46年ごろまでに同手帳記号番号が取り消されていることが確認できることから、申立期間のうち、昭和46年度以降の国民年金保険料は納付できなかつたと考えられるものの、申立人は、当該手帳記号番号で45年度までは国民年金保険料を納付することが可能であったと認められる。

また、申立期間について、申立人の主張する国民年金保険料額は当時のものとほぼ一致している上、申立人は、自身の保険料のほか、申立人の母親及び妻の保険料についても併せて納付していたとしているところ、その母親は国民年金加入期間の保険料はすべて納付済期間となっており、申立人の弟も申立人がその母親の保険料を納付していたと証言している。

さらに、申立人の妻も、申立人と婚姻後の申立期間において、国民年金保険料に一部未納期間があるものの、大部分は納付済期間となっていることが確認でき、その妻も自身の保険料は申立人がすべて納付していたと証言するなど、申立人の供述は信憑性<sup>びよう</sup>があり、申立人の保険料のみを納付しなかったものとするのは不自然である。

しかしながら、申立人が唯一所持している国民年金手帳（申立人が国民年金に加入したとみられる昭和39年8月17日に発行され、41年3月まで使用されたものとみられる。）には印紙検認印が無いこと、及び申立人には遡<sup>さかのぼ</sup>って国民年金保険料を納付した記憶が無いことから、37年9月から41年3月までの期間の保険料については、納付していたものとは考え難い。

また、申立人は、自営業が不調の時は国民年金保険料を納付しなかったこと、及び申立人の妻の保険料が未納の時は申立人の分も納付しなかったと述べているところ、申立人の婚姻後から国民年金手帳記号番号が取り消される昭和46年度以前の期間のうち、44年度については、申立人の妻の保険料は未納期間とされていることから、申立期間のうち、44年4月から45年3月までの期間についても、保険料を納付していたものとは認め難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から44年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から41年3月まで

申立期間について、同一世帯の母親及び姉はすべて国民年金保険料を納付済みであり、亡父が私の保険料のみ納付していないことは考え難く、また、同一世帯が納付済みとなっていれば、記録訂正を認めるとの報道があった。

国民年金保険料の納付記録管理に不備があったと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、i) 申立期間以降の国民年金加入期間において、60歳まで保険料の未納期間が無い上、昭和43年4月以降の保険料を前納しており、46年1月からは付加年金及び農業者年金にも加入し当該保険料も併せて納付していること、ii) 申立期間当時、申立人と同居し一緒に納付していたとする申立人の母親及び姉も、申立期間を含め納付可能期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の家族の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号周辺の被保険者は、過年度納付している者が多く確認できることから、申立人が加入手続を行った当時、A市では過年度保険料の納付勧奨が行われていたことが推認でき、保険料を納付していた申立人の父親が申立人の保険料を過年度納付しなかったものとは考え難い。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、昭和42年3月ごろと推認されることから、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できず、特殊台帳にも38年7月から39年12月まで「届出時消滅」と表示されている。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から42年3月まで

昭和50年ごろ、私の妻がA市B区役所に出向いた際、同区役所の職員から国民年金保険料の特例納付制度についての話を聞き、妻と二人で相談の上、すぐに妻が同区役所又は社会保険事務所（当時）で、15万円か16万円から20万円ぐらいの保険料を夫婦で同額、同月数になるように納付したことを記憶している。

以降一度も忘れずに国民年金保険料を納付してきているので、申立期間について未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、i) 申立期間を除き国民年金保険料の未納が無いこと、ii) 国民年金手帳記号番号払出し以降は、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っていること、iii) 国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される昭和50年12月の時点で、申立期間後の期間について過年度納付、及び特例納付（第2回特例納付：昭和49年1月から50年12月まで実施）を行っていることが特殊台帳（マイクロフィルム）により確認できることから、手帳記号番号が払い出された時期における申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和50年12月は、第2回特例納付の実施期間であり、申立期間は国民年金の強制加入期間であったことから、保険料の納付が可能であったと認められる。

さらに、申立人の妻が「夫婦で同じ期間、同じ金額を一括納付した。」と主張するその金額は、申立人とその妻の申立期間を含む特例納付が可能な期間の金額、及び過年度納付の金額の合計額とおおむね一致している。

加えて、申立人は、特例納付を行った際、昭和39年10月1日にさかのぼっ

て被保険者資格を取得しているにもかかわらず、申立期間が未納とされており、先に経過した未納期間から順に納付することとされている特例納付の原則に準拠しない不自然な事務処理が行われていることを踏まえると、申立人は申立期間の国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和41年3月から42年3月までの期間については、厚生年金保険被保険者期間として記録されており、重複して国民年金には加入できない期間であることから、制度上、この期間の記録訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から41年2月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から42年3月まで

昭和50年ごろ、A市B区役所に出向いた際、同区役所の職員から特例納付制度についての話を聞き、夫と相談の上、すぐに私が同区役所又は社会保険事務所（当時）で、15万円か16万円から20万円ぐらいの国民年金保険料を夫婦で同額、同月数になるように納付したことを記憶している。

以降一度も忘れずに国民年金保険料を納付してきているので、申立期間について未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、i) 申立期間を除き国民年金保険料の未納が無いこと、ii) 国民年金手帳記号番号払出し以降は、国民年金の第3号被保険者と第1号被保険者期間の種別変更手続を適切に行っていること、iii) 国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される昭和50年12月の時点で、申立期間後の期間について過年度納付、及び特例納付（第2回特例納付：昭和49年1月から50年12月まで実施）を行っていることが特殊台帳（マイクロフィルム）により確認できることから、手帳記号番号が払い出された時期における申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和50年12月は、第2回特例納付の実施期間である。

さらに、申立人が「夫婦で同じ期間、同じ金額を一括納付した。」と主張するその金額は、申立人とその夫の申立期間を含む特例納付が可能な期間の金額、及び過年度納付の金額の合計額とおおむね一致している。

加えて、申立人は、特例納付を行った際、昭和39年10月1日にさかのぼっ



て被保険者資格を取得しているにもかかわらず、特殊台帳(マイクロフィルム)では、42年4月から特例納付した記録とされ、申立期間である39年10月から42年3月までが未納とされており、先に経過した未納期間から順に納付することとされている特例納付の原則に準拠しない不自然な事務処理が行われている。

一方、申立期間のうち昭和39年10月及び同年11月については、厚生年金保険被保険者期間として脱退手当金が支給されており、制度上重複して国民年金には加入できない期間であるが、申立人が特例納付を行ったとする50年12月の時点において、国民年金の強制加入期間とされていたことは明らかであることから、当該申立期間の保険料を納付することは可能であったと認められる。

また、脱退手当金の支給済期間である当該期間を、その後長期にわたり国民年金被保険者として適用していた事実があるが、脱退手当金の支給済期間は年金額の計算の基礎とはならないことから、当該期間が国民年金被保険者とはなり得ないことを理由に被保険者資格を認めず納付済期間にしないのは、信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から52年3月まで  
② 昭和57年1月から同年3月まで

私は、昭和51年5月に国民年金に任意加入し、申立期間の保険料をA銀行本店などで納付書により納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金に任意加入した昭和51年5月以降、保険料が未納とならないよう十分気をつけていた。」と述べているところ、申立人は申立期間を除き、60歳に到達するまでの間未納は無いことから、申立人は国民年金保険料の納付意識が高かったものと認められるほか、申立人の供述する納付方法も当時のものと一致している。

また、申立人について、i) 申立人が唯一所持する国民年金手帳により、申立期間①直前の昭和51年9月に国民年金の住所変更手続を適切に行っていることが確認でき、ii) 特殊台帳(マイクロフィルム)により、申立期間①及び②の前後について、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立期間①は6か月、申立期間②は3か月といずれも短期間であることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から同年7月まで  
20歳になった時に母から勧められて、私がA県B町役場で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、母自身の国民年金保険料を納付するために同役場へ行く母に連れられ、その際に、母から1,000円札をもらって納付したことを記憶している。

申立期間の領収証書に領収印は無いものの、領収日の記載は確認でき間違いなく納付しているので、当該期間の国民年金保険料の納付の事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する申立期間の国民年金保険料領収証書には、国民年金保険料の領収日の記載が確認できるほか、申立期間は4か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付について、「母自身の国民年金保険料を納付するためにB町役場へ行く母に連れられ、その際に、母から1,000円札をもらって納付した。」としていることから、当時の記憶が具体的でかつ鮮明であるとともに、その母の申立期間の国民年金保険料は納付済みであることから、申立人の説明には信憑性<sup>しんぴようせい</sup>があり、当時、その母と一緒に行ったとする申立人自身も保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は20歳になってB町役場で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号の被保険者状況、及び申立人が所持する国民年金手帳（昭和44年7月15日発行）により、昭和44年4月から同年7月ごろにB町で払い出されていることが確認で

きることから、申立人の説明と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1579

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から40年3月まで

私は、昭和40年7月にA県からB市へ転居し、B市役所で転入手続した際に、職員から国民年金の説明を受けて加入手続をし、20歳からの保険料をさかのぼって一括納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年3月から平成9年5月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は13か月と比較的短期間である。

また、申立人は、B市役所の窓口で国民年金の加入手続をした際に国民年金保険料の納付書を受け取り、近くの郵便局で申立期間の保険料をさかのぼって納付したとしており、申立期間前後の同市広報誌「市政だより」によると、同市では、保険料の収納率向上のため、市の窓口で過年度納付書を交付し、郵便局で保険料を収納していたことがあったことが確認できるほか、申立人が納付したとする保険料額も当時の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 2056

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和44年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月10日から同年5月1日まで

昭和42年10月から56年7月までの期間、B社及びそのグループ会社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間は、B社から子会社のA社に異動になった時期であり、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間にB社の子会社であるA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和58年5月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の代表取締役を含む役員全員が既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できないものの、申立期間当時、同社の親会社であったB社において給与、社会保険等の事務を担当していた3人に照会し二人から回答を得られたところ、二人共に、「申立人は、昭和44年4月10日付けで親会社であるB社から子会社であるA社へ異動し、引き続き勤務していた。」と供述している。

さらに、当該二人のうち給与、社会保険等事務の責任者であったとする者は、親会社であるB社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、A社で同資格を取得している申立人を含む7人は、同じ事務室で勤務しており、当時、A社の給与等の事務処理は、親会社で一括して行い厚生年金保険料も引き続き給与から控除していた旨の供述をしている。

加えて、商業登記簿謄本によると、申立期間当時のA社の取締役4人は、全員、B社の取締役を兼ねていることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によると、A社は、昭和44年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所としての記録は無いが、商業登記簿謄本によると、申立期間当時、同事業所は法人事業所であることが確認でき、また、申立期間当時における同社の雇用保険被保険者資格取得者数の推移及び複数の同僚の供述から、常時5人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、前述のとおり昭和58年5月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから関連資料及び供述を得ることができないが、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年11月4日は30万円、同年12月5日は70万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年11月4日  
② 平成17年12月5日

平成17年11月4日及び同年12月5日に支給を受けた賞与等から、それぞれ厚生年金保険料が控除されていたが、これが年金記録に反映されていない。それぞれの賞与等について年金記録を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された支給明細書及び賃金台帳により、申立人は、平成17年11月4日及び同年12月5日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給与明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額により、申立期間①は30万円、申立期間②は70万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を賞与から控除したが、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成2年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月10日から同年6月1日まで

平成2年4月ごろにB社からA社へ異動し、申立期間はA社に勤務していた。雇用保険の被保険者記録によると、A社における資格取得日は2年4月10日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が保管する「平成2年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」という。）及びA社が保管する源泉徴収簿から判断すると、申立人は、平成2年4月10日からA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社が保管する源泉徴収簿の平成2年4月及び同年5月の各欄に記載されている社会保険料の金額は、当時における厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料を合算したものとほぼ一致する上、申立人が名前を挙げた同僚5人のうち2人は、「厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された源泉徴収簿に記載されている厚生年金保険料から、32万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成2年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社は、商業登記簿謄本によると2年4月3日に会社が設立されており、また、申立人が名前を挙げた同僚6人のうち連絡の取れた5人及びそれ以外の同僚一人が、同社設立の前後で業務内容に変化が無く、B社から継続して勤務していた旨の供述をしていることから、当時、A社は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、社会保険事務所（当時）における同年6月4日付けの確認印が押され、申立人の当該事業所の厚生年金保険の資格取得日が同年6月1日であることが確認できること、及び事業主は申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年9月1日から14年2月1日までの期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は当該期間について、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を13年9月は19万円、同年10月から14年1月までは34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月1日から14年7月31日まで

「ねんきん定期便」により、A社に勤務した期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、勤務当時よりも引き下げられていることが分かった。私の申入れを受けた同社の届出により、標準報酬月額が勤務当時の額に訂正されたが、訂正された標準報酬月額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付が行われないこととされている。訂正された記録に基づいて年金が給付されるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額については、当初9万8,000円と記録されていたが、申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月7日に34万円に訂正され

たところ、厚生年金保険法 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、記録されていた標準報酬月額となっている。

- 2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 13 年 9 月 1 日から 14 年 2 月 1 日までの期間について、A 社が保管していた給与支給明細書（控）により、事業主が源泉徴収していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、各月とも 34 万円であり、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、13 年 9 月は 19 万円（報酬月額は 19 万 1,613 円）、同年 10 月から 14 年 1 月までは 34 万円であることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、当該期間については、A 社が保管していた給与支給明細書（控）により確認できる保険料控除額又は支給された報酬月額から、平成 13 年 9 月は 19 万円、同年 10 月から 14 年 1 月までは 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、平成 14 年 2 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間については、A 社から提出された給与支給明細書（控）の写しにより確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は 9 万 8,000 円であり、いずれもオンライン記録によると、当初の標準報酬額（9 万 8,000 円）と同額となっていることが確認できる。このため、当該期間については、特例法の保険給付の対象に当たらないことから、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

昭和46年8月1日からD社（現在は、C社）の子会社であるA社B工場に勤務した。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務していたことが認められる。

また、C社に照会したところ、「A社B工場は、当社の子会社工場であり、従業員との雇用契約は当社と締結していた。」と回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和46年8月1日にA社B工場において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者が「申立期間については、申立人と一緒にB工場に勤務していた。D社では入社と同時に厚生年金保険に加入していた。」と述べており、このうち一人が所持している申立期間当時の給与明細書によると、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭

和 46 年 9 月の社会保険事務所(当時)の記録から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA県B事業所（現在は、A県C事業所）の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和60年12月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月30日から同年12月11日まで  
昭和60年5月1日から同年12月11日までA県B事業所で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が60年11月30日となっている。  
A県B事業所に勤めていた当時の給与明細書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A県B事業所長が交付した辞令、雇用保険の被保険者資格記録、同事業所が保管していた臨時職員任用名簿及び申立人が保管していた申立期間当時の給与明細書によると、申立人は、昭和60年5月1日から同年12月10日までの期間（昭和60年10月1日に任用を更新）、A県B事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA県B事業所における昭和60年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月1日から47年9月1日まで

昭和46年8月末にB社に入社して、47年11月末まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では、兄弟会社であったA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46年12月1日に同保険の資格を喪失したこととなっている。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和46年9月11日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月1日に同資格を喪失後、47年9月1日にB社（昭和47年9月1日適用開始）において再度同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社において、昭和47年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日にB社において、同保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できる者が3人存在し、このうち所在が確認された二人に照会したところ、44年9月から勤務していたとする者は「申立人とは、B社に昭和46年9月から47年10月まで一緒に勤務しており、C業務及びD作業の仕事をしていた。」と述べており、他の一人は「申立人は、私が勤務を開始した昭和47年7月には既にB社に勤務しており、D作業の仕事

をしていた。」と述べていることから判断すると、申立人は、申立期間においてもB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、i) 申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録により5人(前述の3人を含む。)確認できるところ、前述の二人は、「A社とB社は関連会社であり、従業員は仕事上で行き来することが頻繁にあった。」と述べていること、ii) B社が同保険の適用事業所となったのは昭和47年9月1日であることがオンライン記録により確認でき、申立期間当時は適用事業所に該当していないこと、iii) 申立期間当時、オンライン記録により、B社の代表取締役は、A社において同保険の被保険者であったことが確認できること、iv) B社に入社したとする申立人は、46年9月1日にA社において同保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できることを併せて考えると、事業主は、申立期間当時、B社に勤務していた者については、A社において同保険の被保険者資格を取得させたものと推認できる。

また、前述の同僚は、申立期間前後において申立人の勤務形態及び業務内容に変更は無く、C業務及びD作業の仕事をしていたこと、及び自身の勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致していると供述している上、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和47年9月1日)に同保険の被保険者資格を取得した者のうち、それ以前にA社における同保険の被保険者記録があり、同保険の被保険者期間が継続していないのは申立人のみであり、継続して勤務している途中の期間について、同保険の被保険者資格を喪失させなければならない取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年11月の社会保険事務所(当時)の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所はオンライン記録により既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月5日から同年11月21日まで  
申立期間において、A社に勤務しB業務を担当していた。  
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と相違していた。  
年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年1月5日から同年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当初32万円（平成8年1月17日処理）と記録されていたところ、その後、同年1月23日に26万円、同年2月28日に11万8,000円、同年5月7日に9万2,000円と計3回にわたり減額訂正され、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失する日（平成8年11月21日）まで継続していることが確認できる。

これら申立人に係る標準報酬月額の減額訂正のうち、最初の減額訂正（平成8年1月23日処理）による標準報酬月額（26万円）は、給与明細書に記載されている給与総支給額とほぼ一致することから、事業主は、当初、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額（32万円）を誤って届け、その後、正しい標準報酬月額（26万円）に訂正して届け出たと認められる。

一方、申立人に係る計3回の標準報酬月額の減額訂正処理のうち、2回目（平成8年2月28日処理）及び3回目（平成8年5月7日処理）の減額訂正については、申立人の当時の給与明細書に記載されている給与総支給額と一

致しない上、オンライン記録によると、申立人の2回目及び3回目の減額訂正が行われた際、当該事業所では、申立人のほかに当時在籍していた従業員ほぼ全員について、申立人同様、厚生年金保険被保険者資格取得時まで遡<sup>そきゅう</sup>及して標準報酬月額を減額訂正していることが確認できる。

また、当該事業所に係る滞納処分票によると、2回目及び3回目の減額訂正が行われた当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成8年10月1日から同年11月21日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、同年10月の定時決定後の同年12月3日（申立人が厚生年金保険被保険者資格喪失した平成8年11月21日の後）に、9万2,000円として厚生年金保険被保険者資格喪失処理と同時に処理されており、当該期間以前の標準報酬月額についても上記の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理の結果と同額であることから、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者ではなくなった日（平成8年11月21日）までの間、同年5月7日に遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理された標準報酬月額であり、事業主は同年10月の定時決定について社会保険事務所（当時）に届出を行わず、社会保険事務所は、職権により同年10月の定時決定による標準報酬月額を同年5月7日に遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理された標準報酬月額と同額（9万2,000円）と決定した可能性は否定できない。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡<sup>そきゅう</sup>及して行う合理的な理由はなく、申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、26万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月8日から8年11月21日まで  
平成7年11月8日から8年11月21日まで、A社に勤務し、同社B支店においてC業務を担当していた。  
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と相違していた。  
年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年11月8日から8年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初24万円と記録されていたところ、i) 同年2月28日に、厚生年金保険被保険者資格取得日である7年11月8日まで遡<sup>そきゅう</sup>及して11万8,000円に減額訂正された上、ii) 8年5月7日に、同じく7年11月8日まで遡<sup>そきゅう</sup>及して9万2,000円に減額訂正されている。

また、A社に係る厚生保険特別会計債権みなし消滅・債権消滅・不納欠損決議書によると、平成8年6月から10年3月までの厚生年金保険料については不納欠損として処分されていることが確認できる。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者であった多数の者の標準報酬月額が、申立人と同様に、被保険者資格取得日に遡<sup>そきゅう</sup>及して数回にわたり減額訂正されていることが確認でき、その中には被保険者資格喪失日後に遡<sup>そきゅう</sup>及訂正された者も見られる。

加えて、申立人は、A社B支店のC業務担当者としての業務を行っていたと主張しており、商業登記簿によると申立人は取締役には就いておらず、当

時の取締役も「厚生年金保険関係手続は私と経理担当が行っていたと思う。」と供述している。

一方、申立期間のうち平成8年10月1日から同年11月21日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、同年10月の定時決定の後の同年12月3日（申立人が厚生年金保険被保険者資格喪失した平成8年11月21日の後）に、9万2,000円として厚生年金保険被保険者資格喪失処理と同時に処理されており、当該期間以前の標準報酬月額についても上記の遡及訂正処理の結果と同額であることから、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者ではなくなった日（平成8年11月21日）までの間、同年5月7日に遡及訂正処理された標準報酬月額であり、事業主は同年10月の定時決定について社会保険事務所（当時）に届出を行わず、社会保険事務所は、職権により同年10月の定時決定による標準報酬月額を同年5月7日に遡及訂正処理された標準報酬月額と同額（9万2,000円）と決定した可能性は否定できない。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由はなく、申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、24万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月8日から8年11月21日まで  
平成7年11月8日から8年11月21日まで、A社に勤務し、同社B支店においてC業務を担当していた。  
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と相違していた。  
年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年11月8日から8年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初30万円と記録されていたところ、i) 同年2月28日に、厚生年金保険被保険者資格取得日である7年11月8日まで遡及して11万8,000円に減額訂正された上、ii) 8年5月7日に、同じく7年11月8日まで遡及して9万2,000円に減額訂正されている。

また、A社に係る厚生保険特別会計債権みなし消滅・債権消滅・不納欠損決議書によると、平成8年6月から10年3月までの厚生年金保険料については不納欠損として処分されていることが確認できる。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者であった多数の者の標準報酬月額が、申立人と同様に、被保険者資格取得日に遡及して数回にわたり減額訂正されていることが確認でき、その中には被保険者資格喪失日後に遡及訂正された者も見られる。

加えて、申立人は、A社B支店のC業務担当としてのD業務を行っていたと主張しており、商業登記簿によると申立人は取締役には就いておらず、当

時の取締役も「厚生年金保険関係手続は私と経理担当が行っていたと思う。」と供述している。

一方、申立期間のうち平成8年10月1日から同年11月21日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、同年10月の定時決定後の同年12月3日（申立人が厚生年金保険被保険者資格喪失した平成8年11月21日の後）に、9万2,000円として厚生年金保険被保険者資格喪失処理と同時に処理されており、当該期間以前の標準報酬月額についても上記の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理の結果と同額であることから、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者ではなくなった日（平成8年11月21日）までの間、同年5月7日に遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理された標準報酬月額であり、事業主は同年10月の定時決定について社会保険事務所（当時）に届出を行わず、社会保険事務所は、職権により同年10月の定時決定による標準報酬月額を同年5月7日に遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理された標準報酬月額と同額（9万2,000円）と決定した可能性は否定できない。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡<sup>そきゅう</sup>及して行う合理的な理由はなく、申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、30万円に訂正することが必要と認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から同年5月1日まで

年金記録照会をしたところ、昭和36年4月1日にA社B支社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年5月1日に同社本社において同資格を取得したことになる。

申立期間は転勤により異動した時期であるが、入社以来継続して同社に勤めているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及びA社B支社の上司の供述から判断すると、申立期間当時、申立人が同社に継続して勤務し、(A社B支社から同社本社に異動)申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記申立人の上司は、「異動による社会保険の手続事務は支社又は支店で行っていたが、辞令日に併せていたと思う。」と供述している。

また、A社本社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、  
i) 申立人と同日の昭和36年5月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得した24人の中に、申立人を含めて支社又は支店から本社に異動している者が5人いること、  
ii) 申立人を除く4人の異動者の厚生年金保険被保険者資

格の支社又は支店における資格喪失日と本社における資格取得日が一致していること、iii) このうち二人は、本社における資格取得日について支店における資格喪失日（昭和36年4月1日）にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本社における昭和36年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、登記簿謄本により、A社は平成9年10月1日に解散していることが確認できるが、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和35年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月31日から同年10月1日まで

昭和34年5月1日から平成12年11月1日までA社に継続して勤務していたが、昭和35年8月31日から同年10月1日まで同社B事業所に勤務した期間の一部の年金記録が未加入になっているのは納得ができない。年金の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提供した申立人に係る准職員台帳、申立期間当時の複数の同僚の供述及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社B事業所に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により申立期間当時に当該事業所に勤務していたことが確認できる同僚17人に照会したところ、6人から回答があり、そのうちの3人が「従業員は全員が厚生年金保険に加入していた。」と供述している上、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間を除き、昭和34年5月1日から厚生年金保険に加入していることが認められ、申立期間前後において業務内容及び勤務形態が変わった事情も見当たらないことを踏まえると、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していたものと考えることが妥当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業所における昭和35年10月の社会保険事務所（当時）の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主は当時の書類が保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から60年12月まで

私は、昭和51年5月以降厚生年金保険の加入がとぎれていたが、63年2月ごろ、A社会保険事務所（当時）の職員に年金に入っていないと年金を受給する権利が無くなると言われたので、2日か3日後に同事務所で、51年9月から60年12月までの国民年金保険料として、現金約50万円をまとめてその職員に納付した。

国民年金の加入手続は、後日、私の妻がA市役所で行い、年金手帳はその時交付され、現在持っている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年2月ごろA社会保険事務所で、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、A市の被保険者名簿によると、申立人が国民年金の被保険者資格を取得したことを、同年2月22日付けで同市からA社会保険事務所へ進達していることが記載されていることから、申立人の加入手続は、供述どおり63年2月に行われたものと推認できる。

また、申立人は、加入手続が行われた時点で、過年度納付が可能な昭和61年1月から62年3月までの期間の国民年金保険料をさかのぼって納付していることが確認でき、申立人が供述する納付金額以外については、申立人の申立内容とほぼ一致する。

しかしながら、国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和63年2月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないほか、上述の過年度納付期間及び申立期間の保険料合計

額は、申立人の供述する金額とは異なる。

また、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料について、厚生年金保険の保険料であったと最近まで記憶していた上、国民年金の加入手続は、本来、国民年金保険料を納付する以前、又は同時に行うものであるところ、申立人は、自身の加入手続を、申立期間の保険料を納付した後に、その妻がA市役所で行ったと述べているなど、不自然な点が多い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から12年3月まで

私が20歳になった平成7年\*月に、父親（A市在住）が、当時B県の大学に在学中だった私の国民年金加入手続を行い、その保険料も20歳から大学卒業まで前納納付してくれていた。

同じく実家から離れC市の大学に在学中であった兄（長男）についても、私と同じように父親が国民年金加入手続を行い、その保険料も20歳から大学卒業まで前納納付してくれており、その兄の20歳から大学卒業までの期間は納付済みと記録されている。

父親が、私の平成9年度の前納保険料額を記載したメモ（現在は紛失）を所持していたこともあるので、申立期間に係る国民年金加入記録及び納付記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、i) 申立人の基礎年金番号は、平成12年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出されていること、ii) 当該厚生年金保険の記録のみが収録されていることが確認できるが、申立人に対し、別に国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない。

また、申立人が20歳の時に居住していたとするD市では、「20歳になった人に国民年金への加入勧奨を行い、申込みのあった人にも国民年金手帳記号番号を払い出していた。」としており、申立人は同市において国民年金に加入したとされる記録は存在しないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない。

さらに、申立人は自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないほか、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親から、申立人の

国民年金加入手続及び保険料の納付に関する具体的な供述は得られず、当時の状況は不明である。

加えて、申立期間は58か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から40年2月までの期間及び40年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から40年2月まで  
② 昭和40年4月から42年3月まで

厚生年金保険の加入記録について第三者委員会に申立てを行った際に、私の国民年金に未納期間があったことが分かった。

私の父親が「国民年金に加入しなければ、この地区では相手にされなかった。」と話をしていた記憶があり、父親が私の国民年金の加入手続や保険料の納付を行ってくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないほか、加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたはずであるとする申立人の父親が、どのように加入手続を行い、保険料を納付していたかについて、全く分からないとしているところ、その父親は既に死亡している上、そのことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、その父親自身の国民年金の加入記録が確認できないほか、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の手帳記号番号の周辺被保険者に係る状況調査から、昭和41年4月以降であると推認でき、申立期間①について、38年7月から少なくとも同年12月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人やその父親と同居し、同時期に国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の養母についても、申立期間当時に国民年

金保険料を納付した形跡は無く、未納（ただし、申立期間②について、申立人の養母は、申立人の父親の死後及び申立人と別居後に実施された第1回特例納付により納付している。）であった上、ほかに、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年10月まで

私は、国民年金制度が始まった昭和36年4月に国民年金に加入し、集金人が来た時に保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月に自宅でA市の集金人に国民年金の加入手続をし、集金人に保険料を納付していたと述べているが、当時、同市では、市役所の各出張所が加入手続の窓口となっていた上、国民年金推進員による国民年金保険料の戸別徴収が開始されたのは39年10月1日であるなど、申立人の加入手続及び保険料の納付方法に関する記憶が定かでなく、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号を持つ任意加入者の資格取得状況から、昭和44年11月ごろに夫婦連番で払い出されたものと推認できるが、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であり、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が申立人の夫の被扶養者となることが確認できることから、当該期間は国民年金の任意加入期間となるため、制度上さかのぼって被保険者資格を取得することができないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成元年3月まで

私は、昭和63年3月に会社を退職した後、すぐにA市B出張所で国民年金の加入手続をした。

当時はC職の見習をしており、収入は少なかったが、年金の大切さを理解していたことから、国民年金保険料は失業保険や預金の中から定期的にD銀行E支店で納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年3月に会社を退職した後、すぐに国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立期間当時、申立人が居住していたA市が保管する昭和62年度及び63年度の各現年度被保険者名簿に申立人の被保険者記録は無いことから、平成元年5月31日に平成元年度国民年金保険料の免除申請をした際に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和63年3月21日にさかのぼって国民年金被保険者資格を再取得したものと推認できる。

また、オンライン記録により、平成2年1月29日にF社会保険事務所（当時）が申立人に対し過年度納付書を作成している記録が確認できることから、この時点では、申立期間の国民年金保険料は未納であったことがうかがえ、過年度納付することが可能であるが、申立人は過去にさかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、当委員会での口頭意見陳述においても、申立人は、昭和53年5月の厚生年金保険から国民年金への切替手続、及び平成元年5月の免除申請手続の記憶が鮮明である一方、申立期間に係る切替手続及び保険料の納付状況については、具体的な供述は得られず、申立期間の国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、領収書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年8月まで

私は、昭和43年10月に離職後、将来のことを考えて転居先のA市B出張所で厚生年金保険から国民年金へ切替手続をし、同出張所で国民年金保険料を納付していたので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年10月にC市からA市へ転居した後、A市B出張所で厚生年金保険から国民年金へ切替手続をし、同出張所で国民年金保険料を納付していたと述べているが、これまでに国民年金手帳の交付を受けた記憶が無いとしている上、申立人には、国民年金に加入した記録が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付について、納付書に3か月分の保険料約8,500円を添えてA市B出張所で納付し、領収書を受領したと説明しているが、申立人が納付したとする納付額は、当時の保険料額とは大きく異なっている上、A市における申立期間当時の納付方法は印紙検認方式であったことから、納付方法も一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月から同年3月まで

私は、平成13年1月に退職した後、前の職場の上司の助言を受けてA市B区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、同年2月か3月ごろに同区役所で保険料を納付したはずであり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年1月に退職した後、転居先のA市B区役所で厚生年金保険から国民年金へ切替手続きをし、同区役所で保険料を納付したとしているが、申立期間当時に申立人が居住していたC市及びA市B区の国民年金被保険者名簿に申立人の記録は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、オンライン記録によると、平成13年3月21日にD社会保険事務所(当時)が、申立人を国民年金に未加入期間がある資格取得勧奨対象者としてC市に通知しており、申立人が再就職した後の14年8月27日には、E社会保険事務所(当時)がA市に同様の通知を行っていることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 北海道厚生年金 事案 2068 (事案 1427 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月ごろから 38 年 4 月ごろまで

申立期間はA社(現在は、B社)に勤務し、C業務の係をしていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

今回、申立期間に係る新たな情報を提出するので、再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況についてB社に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったこと、ii) 申立期間当時の社会保険関係の事務をしていたという者は「臨時職員扱いにして厚生年金保険に加入させていない者もいた。」と供述しており、一緒に入社したという同僚及び雑用をしていたという同僚は、社会保険事務所(当時)の記録によると当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡は見られないこと、iii) 申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者に照会したところ、「従業員の定着率が悪く、技術の無い若い人は厚生年金保険に加入させてもらえなかったと思う。」と述べていることから、事業主は従業員ごとに判断し、厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられること、iv) 当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、i) 昭和33年にD訓練所に入所し、C業務の技術を修得した。私は技術を持っているので雑用をしていた同僚とは職種が違ふこと、ii) 社宅に入居するように勧められたが、それは会社における勤務状態を認められ身分が確立しているということ、iii) A社入社時に、以前勤務していた会社からもらった「緑色のような感じのカード」を当該事業所に渡していると思うことから、申立期間当時、厚生年金保険に加入しているはずであると主張している。

しかしながら、E校の回答から、申立人がF科を修了していることは確認できるものの、申立期間当時、当該事業所において社会保険関係の事務を担当していたとする同僚に再度照会したところ、「C業務の能力や経験が厚生年金保険加入の判断基準ではなく、当時は、従業員の出入りが激しく、短期間で辞める人が多かったので、個人ごとに判断して加入させていた。」「社宅に入居した従業員は長期勤務の意思があるものと判断し、時期を見て厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

また、当該同僚は、「当時、申立人から『緑色のような感じのカード』を預かったか否かについては、記憶に無い。」と供述している。

さらに、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、申立期間内の昭和37年4月13日に他の事業所において雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、今回の申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 21 日から 40 年 2 月 1 日まで

昭和 34 年 4 月から 40 年 1 月末まで A 社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

社会保険事務所（当時）の記録によると、昭和 40 年 2 月 1 日に A 社の関連会社である B 社に転籍したことになっているが、転籍した記憶は無く、申立期間中も A 社において給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A 社は昭和 47 年 4 月 1 日に、また、その関連会社である B 社は平成 5 年 7 月 3 日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、両事業所の当時の事業主は既に亡くなっていることから、両社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、申立期間は A 社に勤務していたとしているが、同社の関連会社であった C 社の役員から B 社の役員となった者は、「A 社からは、申立人を含め 9 人が、昭和 39 年 12 月 21 日に B 社に転籍して来た。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人及び上記の役員を含めた 10 人全員が昭和 39 年 12 月 21 日に移籍元の会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該役員の供述とオンライン記録とが符合している。

さらに、上記の役員は、「A 社から転籍してきた事業主と一緒に昭和 39 年 12 月に B 社を立ち上げたが、商業登記手続は 40 年 1 月に行い、その後、社会

保険事務所に必要な届出を行った記憶があり、当該届出を行う前は全員が厚生年金保険に加入していなかったはずである。私も申立期間は厚生年金保険に加入しておらず、その期間は給与から保険料は控除されていなかったと記憶している。」と述べており、また、申立人と一緒に勤務していたとする他の同僚も、「私も申立人も昭和39年12月21日にA社からB社に転籍したが、40年2月1日に厚生年金保険に加入するまでの期間、給与から保険料は控除されていなかったと思う。」と供述しているところ、B社に係るオンライン記録によると、当該二人及び申立人を含む10人全員が同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和40年2月1日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該二人の供述とオンライン記録とが符合している。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 1 月 1 日まで

平成 6 年 6 月から同年 12 月末まで A 社が経営していた B 施設に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が厚生年金保険被保険者資格取得時の 13 万 4,000 円から 12 万 6,000 円に減額されていることは納得できないので、標準報酬月額を 13 万 4,000 円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 6 年 6 月に 13 万 4,000 円として被保険者資格取得時において決定された後、同年 10 月に 12 万 6,000 円に定時決定されていることが確認できるところ、当該事業主は「当時の賃金台帳及び社会保険の届出書類は既に廃棄し保存されていないので、当時のことは分からない。」と供述しているものの、当該事業所から提出された申立人に係る「平成 6 年分退職所得・給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、事業主が申立人から申立期間の各月に源泉控除していた厚生年金保険料額は、定時決定後の標準報酬月額（12 万 6,000 円）に厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の各保険料率を乗じて求めた保険料額の労働者負担分の合計額とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所で申立人と職種及び雇用形態が同じであったという同僚の一人については、オンライン記録によると、平成 5 年 11 月の被保険者資格取得時の標準報酬月額は 13 万 4,000 円であったが、6 年 10 月の定時決定では 11 万 8,000 円になっていることが確認できる。

なお、当該事業所が別に保管していた申立人に係る「平成 6 年度給与所得の源泉徴収票（事業者控）」に記載された給与総額及び社会保険料控除額は、上

述の源泉徴収簿の給与支給額の合計額及び社会保険料控除額の合計額と一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2071

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月1日から58年9月18日まで

A社に昭和58年9月まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は57年1月1日付けで資格喪失となっており、申立期間の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所は昭和58年9月18日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できることから、商業登記簿謄本により、申立期間において代表取締役であることが確認できる二人のうち所在が確認できた一人に照会したところ、「申立人については全く記憶が無く、申立期間当時の書類は保存していない。」と供述しており、申立期間について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚9人のうち所在が確認できた6人、及びオンライン記録により当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できた同僚5人の合計11人に照会し5人から回答が得られたが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、A社を昭和56年12月31日に離職した後に求職者給付等を受給していることが確認できる上、申

立期間のうち57年4月12日から同年12月8日までについてはB社において、また、58年4月12日から同年11月30日についてはC社において、それぞれ同保険の被保険者記録が確認できることから、申立人に確認したところ、「A社を退職した後に、失業給付金を受給したと思う。その後、B社及びC社において勤務したことを思い出した。」と供述している。

なお、B社については、申立期間における同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の記載は無く、健康保険被保険者整理番号にも欠番も無い上、事業主は「申立期間当時の資料は保存していないが、厚生年金保険には希望する者のみ加入させていた。」と供述しており、また、C社については、オンライン記録を確認したものの、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

その上、申立期間について、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 4 日から同年 3 月 31 日まで  
申立期間については、A社（現在は、B社）において契約社員として勤務した。厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無いが、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の雇用通知書及び申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間において同社に契約社員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第12条の規定により、臨時に使用される者であって、2か月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険被保険者としなことが定められているところ、前述の雇用通知書には、雇用期間について「平成10年2月4日から同年3月31日まで。原則として、更新を行わない。」と記載されている上、B社は、「賃金台帳等の関係資料については保存期間経過のため保管していないが、申立期間については2か月未満の臨時雇用として採用したので、厚生年金保険については適用除外のため加入させていない。」と回答している。

また、当該事業所が加入している企業年金基金及び健康保険組合の加入記録においても、申立人の資格取得年月日は平成10年4月1日であり、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

さらに、オンライン記録により、当該事業所において平成10年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚5人に照会し4人から回答が得られたところ、全員が自身の入社年月について同年2月から同年3月までの間に入社したと回答しており、このうち一人から自身の同年3月9日から同年3月

31 日までの雇用通知書が提出されたものの、同通知書に記載された期間について当該事業所における厚生年金保険被保険者の記録は無い上、ほかの二人は、「3月末日までの期間については、厚生年金保険には加入していなかった。」としており、このうち一人は、「加入する前の期間については、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述していることから、当時、当該事業所では、上述の厚生年金保険法の規定に従って、2か月以内の期間を定めて使用する者については厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 53 年 3 月まで

当時勤務していた会社の取引先の社長から、会社を設立したいので働いてほしいと勧誘があり、就職した。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していたと主張しているが、オンライン記録によると、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚二人については、所在が不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、商業登記簿謄本及びオンライン記録によると、A社は、昭和 50 年 4 月 2 日に設立登記し、平成 9 年 3 月 18 日にB社へ商号変更した後、10 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることから、申立期間は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2074 (事案 1362 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 11 日から同年 6 月まで

昭和 28 年 4 月 25 日に A 社に入社し、45 年 6 月ごろまで継続して勤務していたが、同年 3 月 11 日から同年 5 月ごろまでの期間については、厚生年金保険の加入記録が無いため、第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から認められないと通知された。

しかし、新たに申立期間当時の状況を説明できると思う同僚の名前を思い出したので、再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社に照会したところ、「当時の資料は廃棄済みであり、昭和 45 年 3 月に入社した者は、申立人が申立期間において勤務していた記憶は無いと供述している。」との回答があり、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述は得られなかったこと、ii) 申立人が名前を挙げた同僚 3 人はいずれも既に死亡しており、社会保険事務所(当時)の記録により、所在が確認できた申立期間当時の同僚 38 人に照会したところ、5 人が「申立人は昭和 45 年春に退社した。」と供述し、他の 3 人からも申立人が昭和 45 年 5 月まで当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は無いこと、iii) 申立人は「会社とはいろいろあって、昭和 45 年 3 月ごろから出社していなかった。在籍はしていたと思う。その後、会社の者が『会社に戻ってほしい。』と何度も自宅を訪ねて来た。」と供述していることを踏まえると、申立人が 45 年 3 月の時点で既に当該事業所を退社していたか、又は退

社したものとして取り扱われていたことがわかること、iv) 申立人は、社会保険事務所に、申立期間について当該事業所とは異なる「B社」で厚生年金保険被保険者加入期間照会を行っていることを踏まえると、申立人の申立期間における勤務先に係る記憶は明確なものとは言い難いこと、v) 申立人の申立事業所における雇用保険被保険者加入記録は無いことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たに当時の状況を説明できるとする同僚 3 人の名前を挙げているところ、一人は既に死亡しており、残りの二人のうち一人は、「申立期間当時、既に当該事業所を退職しており、申立人の退職前後に係る事情等は一切分からない。」と供述し、もう一人は前回申立てに係る照会に対し、「申立人が申立期間当時、当該事業所でいつまで勤務していたのか分からない。」と供述しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者資格取得期間がある者で、今回新たに 43 人に照会したところ、申立人を記憶していると回答した者 13 人のうち 1 人は、「申立人は、私達が結婚した昭和 45 年 5 月より前に退職していた。」と供述しており、他の 12 人は、「申立人を記憶しているが、申立人の退職時期は分からない。」と供述している。

さらに、当該事業所における厚生年金保険の申立期間当時の事務担当者が、「申立人は、昭和 45 年 3 月以前から勤務時間中に許可無く職場を離れることを繰り返し、同年 3 月になると全く出社しなくなったため、会社では、事業主の指示により、申立人について、同年 3 月 10 日付けで退職の手続きを行い、翌日の 11 日付けで厚生年金保険被保険者資格喪失の届出を行った。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2075

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 40 年 3 月 30 日まで

A社における厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間については加入していた記録が無い。

申立期間については、当該事業所で勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が勤務時間及び業務内容に関して具体的に供述していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所は、昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本により確認できる役員及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により被保険者であることが確認できる者 4 人は、いずれも既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、当該事業所の当時の役員の一であり、かつ、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間において、同人の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間のうち昭和 36 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで別の事業所で、厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿及び被保険者原票を確認したところ、

申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 2 月ごろから同年 3 月ごろまで  
② 昭和 52 年 4 月ごろから同年 5 月ごろまで  
③ 昭和 52 年 6 月ごろから同年 7 月ごろまで  
④ 昭和 52 年 8 月ごろから同年 9 月ごろまで

昭和 52 年の 2 月ごろから 9 月ごろまで、A 県の各部（B 部 C 課、D 部 E 課、F 部 G 課、H 部）において、短期契約の臨時職員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について A 県 D 部 I 局 I 課に照会したところ、「臨時職員の任用に係る関係書類の保存期間が 5 年であることから、申立人の A 県における任用の事実については確認できない。」と回答しており、申立人に係る勤務実態等について確認することができない上、雇用保険の被保険者記録においても各申立期間について申立人の被保険者記録は確認できない。

また、厚生年金保険法第 12 条によれば、臨時に使用される者であって、2 か月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険被保険者としなことが定められていることから、申立人は厚生年金保険被保険者の要件を満たしていなかった可能性を否定できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は所在不明であり、申立人の申立てに係る供述を得ることができないため、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であった A 県の各部（課）において同保険の被保険者であったことが健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により確認できる 25 人に照会したところ、回答があった 15 人は共に申立人を記憶して



おらず、このうち、長期契約及び短期契約の両方の勤務をしたことがあるとする6人は、「厚生年金保険には、長期契約の者のみが加入した。私も、長期契約の期間しか厚生年金保険に加入していない。」と述べており、他の者も「厚生年金保険については分からない。」と述べていることから、申立人と同様の短期契約の臨時職員が、A県の各部において厚生年金保険被保険者の資格を取得したことをうかがわせる供述を得ることはできない。

- 2 申立期間①について、オンライン記録によると、A県B部は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、前述の者のうち一人は、「F部には半年の勤務であったが、J部及びB部に勤務した時は、短期契約であったため厚生年金保険には加入していない。短期契約の時には、勤務開始時にそのような手続も無かった。」と述べているところ、オンライン記録によると、A県F部において昭和52年9月1日から53年4月1日までの期間、同保険の被保険者であったことは確認できるものの、J部及びB部における同保険の被保険者記録は無い。

- 3 申立期間②について、オンライン記録によると、A県D部E課は昭和53年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、厚生年金保険の新規適用時に同保険の被保険者となっている者が3人確認できるが、当該3人の被保険者期間は共に3年間と長期間であることから、申立期間②の翌年においても申立人と同様の短期契約の臨時職員が同保険の被保険者資格を取得した形跡は無い。

- 4 申立期間③について、A県F部において、申立期間③中に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことがオンライン記録により確認できる二人のうち一人は、被保険者期間が1か月と短期間であることから同人に照会したところ、「当初は半年ほどの雇用契約であったが、早く辞めた。」と述べている。

また、A県F部に係る申立期間③当時の健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 5 申立期間④について、A県H部において、昭和52年2月1日から同年11月30日まで勤務していたとする者が保管する辞令によれば、A県H部では、勤務開始当初は同年2月1日から同年2月28日までの任用期間であったが、引き続き同年3月1日以降も同部に継続して勤務したことが確認できるところ、オンライン記録によると、同日（昭和52年3月1日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、勤務開始当初からは、同保険の被保険者資格を取得していない。

また、A県H部に係る申立期間④当時の健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番が

見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 6 その上、申立人がすべての申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月1日から45年6月30日まで  
② 昭和45年7月から48年9月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社（現在は、B社）C営業所に勤務していた申立期間①及びD社（現在は、E社）に勤務していた申立期間②は、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を受けた。両申立期間について、厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社に照会したところ、「申立期間当時の在籍を確認できる資料は既に廃棄している。F業務員の社会保険加入については、昭和49年度以降、全支社において資格取得手続を開始した。」と回答していることから、申立人の勤務実態について確認できない上、同社では、申立期間①当時、F業務員は厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

また、申立人は、「A社C営業所に勤務していた。」と述べているが、B社に申立期間①当時に存在したG市内の店舗について確認したところ、「当時は、G支社以外は開設しておらず、昭和47年10月にC区にH支社を開設した。」と回答しており、オンライン記録により申立期間①当時にA社I支社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の者が、「昭和47年にH支社が開設された。」と述べている上、昭和47年10月1日にA社H支社が厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間①当時、申立人が勤務していたとする同社C営業所の存在は確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立期間①前後にA社I支社において厚

生年金保険の被保険者記録が確認できる者 15 人のうち生存及び所在が確認された 12 人に照会したところ、回答があった 10 人の中に申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができない。

加えて、A社 I 支社及び同社 H 支社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、両名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無いほか、申立期間①において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、D社に照会したところ、「当社の設立は昭和 48 年 8 月 11 日であり、申立期間当時は会社が設立していない。また、当社が J 事業の許可を受けたのは、48 年 11 月 29 日であり、それ以前に J 事業をすることもできなかった。」と回答している。

また、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 50 年 2 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、当該事業所において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された 5 人に照会したところ、全員から回答があり、このうち、事務を担当していた者は、「私は、会社設立準備に備え採用され、昭和 48 年 9 月 1 日から勤務していたが、厚生年金保険には 50 年 2 月 10 日に加入した。会社は J 事業を行っており、登録者との間に雇用関係は無いので、事務所の従事者のみが厚生年金保険に加入していた。」と述べている。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないため、同僚から、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることもできない。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無いほか、申立期間②について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2078 (事案 446 及び 1259 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月21日から24年8月1日まで  
② 昭和24年11月1日から25年4月1日まで

昭和21年8月21日から28年1月20日まで、公共職業安定所から紹介され、A社に正職員として勤務していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

A社は、地域の核となる規模の大きい会社であり、厚生年金保険の適用事業所になっていないのは不自然である。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主が提出した在職期間証明書により、申立人がA社に勤務していたことは認められるが、i) 当該事業所は、両申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったこと、ii) 同僚についても、両申立期間において厚生年金保険に加入していた事実が確認できないこと、及びiii) 事業主及び複数の同僚に照会しても、両申立期間に係る厚生年金保険料控除についての具体的な供述は得られなかったことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月7日付け及び同年9月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は 新たな資料等を提出することなく、「当該事業所は、地域の核となる規模の大きい会社であることから、厚生年金保険の適用事業所になっていないのは不自然であるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張するが、旧厚生年金保険法(昭和16年法律第60号)において当該事業所の業種が厚生年金保険の強制適用事業所となるべき業種に追加さ

れたのは、両申立期間後の昭和 28 年 9 月 1 日である上、事業主からも、両申立期間において当該事業所が同保険の適用事業所に該当していたことを裏付ける資料や供述は得られなかったことを踏まえると、当該主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2079 (事案 522 及び 1424 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

申立期間は、A社(現在は、B社)C支店で勤務していた。当時は毎年4月に昇給しており、また、高度経済成長時代でもあったので、申立期間の標準報酬月額が上がることはあっても下がることはないはずなので調査してほしいと再度申し立てたが、主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとの通知をもらった。

申立期間当時の源泉徴収票に記載された給与支払金額からみて、申立期間の標準報酬月額は低すぎるので、厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和38年1月1日から58年8月1日までの期間に係る申立てについて、i) A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人の標準報酬月額は、40年10月1日に直前の標準報酬月額より低く改定されていることが確認できるものの、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできないこと、ii) 被保険者名簿によれば、同年5月1日改定の標準報酬月額が、その前の39年10月1日改定の標準報酬月額に比べ2等級高いものとなっていることが確認できることを踏まえると、一時的に報酬月額が上がったことから標準報酬月額が改定され、その後、何らかの手当の減額等により、申立人の40年10月1日の標準報酬月額が下がったものと推測できること、iii) 被保険者名簿によると、申立人の40年10月1日改定の標準

報酬月額、39年10月1日改定の標準報酬月額より1等級上がっており、当該標準報酬月額改定は妥当性を欠くものではないと判断できること、iv) 申立人が名前を挙げた同僚6人のうち、被保険者名簿により、40年10月1日において当該事業所で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者4人のうち1人の標準報酬月額も申立人と同様に推移していることが確認できること、v) 申立人が当該事業所から入手した試算資料について、当該事業所では、「当該資料は、申立人に対して和解のために提示した試算資料であり、当時の資料は保存されておらず、賃金台帳等による申立人の厚生年金保険料控除額に基づき作成したものではない。」としていること、vi) 申立人が前述の者に加えて名前を挙げた同僚5人のうち、被保険者名簿により、同年10月1日において当該事業所で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者4人のうち3人の標準報酬月額も申立人と同様に推移していることが確認できることを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月21日付け及び同年10月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「保管している申立期間当時の源泉徴収票に記載された給与支払金額からみて、申立期間の標準報酬月額は低すぎる。」と主張するが、申立人が保管する昭和41年から43年までの期間、46年及び47年の源泉徴収票に記載された給与支払金額だけでは、当時は厚生年金保険料の控除の対象とはならなかった各年の賞与、燃料手当等の金額が確認できないことから、これらを除いた報酬月額までは推認できない上、各年の源泉徴収票に記載された社会保険料の金額（昭和41年は1万7,261円、42年は1万8,467円、43年は2万1,489円、46年は4万9,932円、47年は7万1,788円）も、被保険者名簿で確認できる標準報酬月額に当時の厚生年金保険料率及び組合健康保険料率を乗じて求めた両保険料額並びに給与支払金額に当時の雇用保険料率を乗じて求めた同保険料額を合計した額（昭和41年は1万7,146円、42年は1万8,357円、43年は2万1,435円、46年は4万9,600円、47年は7万1,592円）と、いずれもほぼ合致することが確認できることから、当該主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 北海道厚生年金 事案 2080 (事案 522 及び 1424 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで

申立期間は、A社(現在は、B社)C支店で勤務していた。当時は毎年4月に昇給しており、また、高度経済成長時代でもあったので、申立期間の標準報酬月額が上がることはあっても下がることはないのを調査してほしいと再度申し立てたが、主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとの通知をもらった。

昭和 50 年の「資格・賃金通知書」により、同年 4 月からの本給額が 16 万 7,000 円であることが確認でき、その他に手当もあったことからみて、申立期間の標準報酬月額は低すぎるので、厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和 38 年 1 月 1 日から 58 年 8 月 1 日までの期間に係る申立てについては、i) A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人の標準報酬月額は 50 年 10 月 1 日に直前の標準報酬月額より低く改定されていることが確認できるが、申立人から提出のあった「資格・賃金通知書」により申立人の基本給は確認できるものの、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできないこと、ii) 被保険者名簿によれば、申立期間の直前の 49 年 9 月 1 日改定の標準報酬月額が、その前の 48 年 8 月 1 日改定の標準報酬月額に比べ 6 等級高いものとなっていることが確認できることを踏まえると、一時的に報酬月額が上がったことから標準報酬月額が改定

され、その後、何らかの手当の減額等により、申立人の50年10月1日の標準報酬月額が下がったものと推測できること、iii) 被保険者名簿によると、申立人の50年10月1日改定の標準報酬月額は、48年8月1日より3等級上がっていることが確認できることから、当該標準報酬月額改定は妥当性を欠くものではないと判断できる上、申立人の厚生年金基金加入台帳に記載された標準報酬月額も被保険者名簿で確認できる記録と合致していること、iv) 申立人が名前を挙げた同僚6人のうち、被保険者名簿により、50年10月1日において当該事業所で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者5人のうち3人の標準報酬月額も申立人と同様に推移していることが確認できること、v) 申立人が当該事業所から入手した試算資料について、当該事業所では、「当該資料は、申立人に対して和解のために提示した試算資料であり、当時の資料は保存されておらず、賃金台帳等による申立人の厚生年金保険料控除額に基づき作成したものではない。」としていること、vi) 申立人が前述の者に加えて名前を挙げた同僚5人全員についても、同年10月1日前後の標準報酬月額は申立人と同様に推移していることが確認できることを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月21日付け及び同年10月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等を提出することなく、「昭和50年の資格・賃金通知書により、同年4月からの本給額が16万7,000円であることが確認でき、その他に手当も支給されていたことから、申立期間の標準報酬月額は低すぎる。」との従来の主張を繰り返しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間はA市B区にあったC社に勤務し、D専門職の補助作業に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

同社を退職した際に、同社から年金手帳を受け取っているので、間違いなく厚生年金保険に加入していたと確信している。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、昭和 52 年 3 月 26 日から同年 12 月 24 日までC社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、C社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無い上、当該事業所の代表取締役であった者は既に死亡しているほか、商業登記簿謄本の記録により、当該事業所の取締役であったことが確認できる事業主の妻は所在が不明であることから、これらの者から当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない上、オンライン記録によると、両人は、いずれも、厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

また、商業登記簿謄本の記録により、当該事業所の監査役であったことが確認できる者に照会したところ、「私は、名義上だけの監査役であり、C社に勤務したことも無いため、同社のことは分からない。」と回答しており、当該事業所が厚生年金保険の適用を受けていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人は、いず

れも個人を特定することができないことから、当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

加えて、申立人は、「退職した際に、会社から年金手帳を受け取っているの  
で、間違いなく厚生年金保険に加入していたと確信している。」と主張するが、  
仮に申立人が当該事業所で初めて厚生年金保険被保険者手帳の交付を受けて  
いた場合、その後に勤務する事業所に当該手帳を提出すれば、当初払い出され  
た厚生年金保険被保険者手帳記号番号がその後も引き継がれることとなる  
ところ、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によれば、申立人の厚生年金  
保険被保険者手帳記号番号が初めて払い出されたのは、申立期間後の昭和 53  
年 4 月 1 日であったことが確認でき、この一方で、オンライン記録によれば、  
申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのも、申立期間後の 57 年 4  
月 16 日であることが確認できることを踏まえると、申立人が当該事業所で年  
金手帳を受け取ったとする主張は不自然である。

その上、申立人は、「当時、会社では税理士を使って経理業務を行っていた  
ため、名称は分からないが、この税理士事務所についても調査してほしい。」  
と主張するが、上述のとおり、商業登記簿謄本で確認できる当該事業所の役員  
3 人からは当該税理士事務所について確認することはできないほか、当該事業  
所は厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が無いため、当該事業所  
に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票も確認できない上、A 市 D 専門職会  
に照会したものの、「C 社の代表取締役は当会に登録しているが、同人が、関  
係法で義務付けられた補助者の届出を当会に行った形跡は無い。」と回答があ  
り、ほかに当該事業所に勤務していた者の氏名や生年月日を確認できる資料も  
無いことから、これらの者に照会することもできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき  
る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申  
立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主  
により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 10 日から 31 年 2 月 10 日まで  
昭和 28 年 4 月に A 市にあった B 社本店で採用され、間もなく同社の C 店に異動した。その後、D 店に異動し、31 年 12 月に退職して独立したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

E 協同組合の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間前後に同組合で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、B 社 C 店及び D 店において勤務していたと供述する複数の者が、「申立人は、C 店のほか、D 店にも勤務していた。」と供述している上、このうち二人が、いずれも「私は、昭和 30 年の途中から C 店に異動する 31 年 1 月か同年 2 月まで D 店に勤務していたが、この間、申立人は同店に勤務しており、私が C 店に異動した後も、申立人とは同店で一緒に勤務した。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に D 店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、D 店が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無いほか、B 社が同保険の適用事業所となったのは申立期間後の昭和 38 年 11 月 1 日であることが確認できる上、当時の事業主であった者は既に死亡しており、当時の役員であった者も既に死亡しているか又は所在が不明であることから、D 店に勤務する者に係る厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が B 社で一緒に勤務していたとする同僚 5 人については、申立

人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができないため、これらの者からもD店に勤務する者に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、E協同組合の被保険者名簿により、申立期間前後に同組合で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者に照会したところ、C店において勤務していたと供述する者8人のうち、D店に勤務していたと供述する者3人は、オンライン記録によると、いずれも、自身がD店に勤務していたと記憶する期間について厚生年金保険の被保険者であった形跡が無く、このうち二人は、「D店に勤務していた時は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、このうち一人は、「B社の店舗は、C店のほか、本店、D店及びF店があったが、C店以外の店舗に勤務していた期間は厚生年金保険に加入していない。」と供述している上、兩人からD店に勤務していた期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、B社の被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年11月1日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が確認された者一人に照会したところ、「私は昭和33年からD店に勤務し、それ以前はF店に勤務したが、この間は厚生年金保険に加入していなかった。同社が38年11月に同保険の適用事業所となる以前に同保険に加入していたのは、C店に勤務する者だけであったと思う。」と供述しているほか、上述のE協同組合で厚生年金保険の被保険者であった者の供述から、D店に勤務していたことが判明した者一人に照会したところ、「私は、昭和30年ごろから37年ごろまでD店に勤務していた。」と供述しているものの、オンライン記録によると、同人が厚生年金保険の被保険者であった形跡は無い上、これらの者からもD店に勤務していた期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、B社の各店舗はいずれも厚生年金保険の適用事業所に該当していなかった一方で、同保険の適用事業所であったE協同組合に加盟していたC店に勤務する者だけが同組合において厚生年金保険の被保険者となる取扱いであったところ、申立人は、同店からD店に異動したことに伴って同保険の被保険者資格を喪失し、その後、同店からC店に異動したことによりE協同組合で再び被保険者資格を取得したものと考えるのが妥当である。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月1日から35年6月1日まで  
昭和33年11月1日から35年5月31日まで、A社（現在は、B社）が行っていたC社のD事業において、期間雇用の従業員として勤務していた。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に勤務するに至った経緯に関する具体的な供述内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していた状況はうかがえる。

しかしながら、当該事業所が保管する昭和34年12月1日現在の社員名簿によると、申立人の名前は社員として記載されていない上、同社では、「社員名簿以外に資料を保存しておらず、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

申立人は同僚の名前を記憶していない上、申立期間当時に健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚23人は、当時の経理担当者の姓のみしか記憶していないことから、これらの者から申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができない。

さらに、申立人を当該事業所に紹介したとされる申立人の兄の知人は、「私は当時、C社の職員で、D事業のE職であった。申立人の兄の名前は記憶にあるが、申立人の名前は記憶に無い。申立てに係るような事業はいくつも行われており、どの事業についてのことなのかも分からない。C社職員の紹介であると言っても、その事業の期間において、いわばアルバイトとして使ってほしいということをお願いしているだけであり、請負会社の待遇にまで関与できるわけ



ではなく、紹介した者が厚生年金保険に加入していたか否かは承知していない。」と回答している。

加えて、前述の同僚 23 人はいずれも「当該事業所に正社員として勤務していた。」と回答しており、申立人と同じ現地採用の期間雇用であったとする者は確認できない。

その上、上記の同僚 23 人のうち 5 人は、申立期間において申立てに係る事業に従事していたと供述しているが、いずれも「現地採用された期間雇用の従業員が数名勤務していたことは記憶しているものの、これら従業員の名前を記憶しておらず、申立人の名前も記憶に無い。これら期間雇用の従業員が厚生年金保険に加入していたか否かも不明である。」と回答しており、申立人の当該事業所における勤務及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

なお、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2084

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から同年7月1日まで  
② 昭和52年10月1日から53年9月1日まで

昭和52年4月から53年8月末まで、A社に勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は昭和59年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、平成元年12月4日に解散していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、当該事業所の当時の経理事務担当者3人のうち、2人は既に死亡している上、残り一人は、「現在、病氣療養中であり、当時のことは思い出せない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、当時の事業主は、「申立人のことは覚えている。申立人は入社当初、B業務を担当していた。予定では、その後各分野で1年程度経験してもらい、経理及び総務の担当を予定していたが、3か月程度の短期間で退職し、独立した。」と回答している上、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において申立期間当時、厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる同僚のうち、申立人の名前を記憶している複数の同僚からも、「申立人は、A社に数か月しか勤務していなかった。」との回答があり、これらは被保険者原票の記録と符合する。

加えて、申立人は、当該事業所の同僚二人の名前を挙げているが、このうち一人は住所が確認できないことから、回答を得ることができない上、残り一人からも、両申立期間の厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

その上、厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての資格が確認できる同僚4人について、本人が記憶している入社時期及び退社時期と、厚生年金保険被保険者資格の取得時期と喪失時期の関係をみると、いずれも一致している。

なお、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、両申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。